

平成26年鞍手町議会第7回定例会会議録（第1号）						
平成26年 12月3日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 12月3日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 12月3日 午後1時19分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 11人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 1人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	9	久保田正之		10	武谷保正	

職 務 出 席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成26年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月3日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第82号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例
- 日程第4 議案第83号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第84号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第87号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第88号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第89号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号）
- 日程第11 議案第90号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第92号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第15 議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第96号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第18 議案第97号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第98号 財産の処分
- 日程第20 議案第99号 訴えの提起

平成26年12月3日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成26年第7回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております工事請負契約状況報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書及び財政支援団体等監査報告書をお手元に配布していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において9番議員 久保田正之君及び10番議員 武谷保正君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月16日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第82号から日程第9 議案第88号までの7件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第82号から、日程第9 議案第88号までの7件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第82号は、鞍手町保育の必要性の認定に関する条例であります。

この条例は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育の必要性の認定基準が変わることから、子ども・子育て支援法第20条の規定による保育の必要性の認定に関し、必要な基準を定めるため制定するものであります。

次に、日程第4 議案第83号は、鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例第2条 事務分掌について、秘書業務と電子計算業務に関し、その権限に属する事務を総務課の事務分掌とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第5 議案第84号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例であります。

本年8月の人事院勧告に基づき、平成26年4月からの給料表の見直し、通勤手当及び勤勉手当の支給割合の引上げと、平成27年4月から給与制度の総合的見直しを行うため、また同じく、平成27年4月から組織体制の見直しを行うことに伴い、本条例等の一部を改正

するものであります。

次に、日程第6 議案第85号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金の額が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第7 議案第86号は、鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例であります。

泉水団地改良住宅移設事業に伴い、泉水団地改良住宅の一部が移転するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第8 議案第87号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例であります。

町内で工場等の新設及び増設を行う者で、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の適用を受けることができるものについて、取得価格の判定の基礎となる減価償却資産の種類が、福岡県の指導により改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第9 議案第88号は、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町立鞍手南中学校及び鞍手町立鞍手北中学校を統合し、鞍手町立鞍手中学校を設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第3 議案第82号から日程第9 議案第88号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第89号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第10 議案第89号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第89号は、専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号）であります。

本補正予算は、11月21日に衆議院が解散し、12月14日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されることから11月21日付けで専決処分したものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ799万6千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ75億8,448万6千円といたしました。

以上が、日程第10 議案第89号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 1 1 議案第 9 0 号から日程第 1 8 議案第 9 7 号までの 8 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 1 1 議案第 9 0 号から日程第 1 8 議案第 9 7 号までの 8 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 1 1 議案第 9 0 号は、平成 2 6 年度鞍手町一般会計補正予算（第 4 号）であります。

本補正予算は、歳入では、国・県支出金の確定等に伴う追加並びに減額を行うとともに、町有地の処分に伴う財産収入の追加などの補正を行うものです。

歳出では、人事院勧告に基づき、本町の給与条例を改正することに伴い、職員給与費の追加補正を行っております。

また、地方独立行政法人くらて病院の運営費負担金後期分や新中学校の屋外運動場整備工事等において工事費を追加する一方で、小学校屋内運動場耐震補強工事実施設計業務委託料の確定に伴う不用額の減額などを行うものです。

これにより、歳入歳出それぞれ 2 億 6,205 万円追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 4,653 万 6 千円としております。

次に、日程第 1 2 議案第 9 1 号は、平成 2 6 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）であります。

本補正予算は、療養給付費の退職被保険者療養費、諸支出金のくらて病院運営費交付金、国庫支出金の財政調整交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 3,409 万 2 千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 4,628 万 2 千円としております。

次に、日程第 1 3 議案第 9 2 号は、平成 2 6 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）であります。

本補正予算は、工事個所の見直しに伴い、委託料、工事費、補償費などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ 1 億 9 1 万 2 千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 9,965 万 4 千円としております。

次に、日程第 1 4 議案第 9 3 号は、平成 2 6 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）であります。

本補正予算は、財産運用収入の増収により、歳入歳出それぞれ 9,656 万 9 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,203 万円としております。

次に、日程第 1 5 議案第 9 4 号は、平成 2 6 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）であります。

本補正予算は、財産運用収入の増収により、歳入歳出それぞれ1,851万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,777万6千円としております。

次に、日程第16 議案第95号は、平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、再築補償及び解体工事並びに消費税増税分等の見直しがなされたことにより、歳入歳出それぞれ565万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億6,530万円としております。

次に、日程第17 議案第96号は、平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、歳入では平成25年度分起債借入利率の確定に伴い、くらて病院からの公債費負担金が358万9千円減額となるほか、医療機器購入事業において国庫補助金の申請を、国民健康保険事業特別会計側で行うことから、これまで財源としていた町債を4,310万円減額するものです。

また歳出では、医療機器購入事業費の国庫補助申請に伴い、貸付金4,310万円を減額するとともに、起債借入利率確定に伴い、公債費を358万9千円減額するものです。

これにより、歳入歳出それぞれ4,668万9千円減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億7,704万9千円としております。

次に、日程第18 議案第97号は、平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、人件費の調整及び賞与に伴う特別損失を調整し、予算第3条の支出について、補正を行うものであります。

支出予算は210万円を減額し、支出予算総額を、3億6,553万円としております。

以上が、日程第11 議案第90号から日程第18 議案第97号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第19 議案第98号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第19 議案第98号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第19 議案第98号は、財産の処分であります。

以前、企業立地ガイドに掲載しており、現在国土交通省に貸与しております中山用地の内、10,368㎡につきまして、業務用冷凍和菓子等を製造されている、北九食品加工有限会社に払下げするものです。

同社の経営状況や今後の企業活動などを審査した結果、売却は適当と判断し、11月25日に、同社と売買仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、同社の概況につきましては、議案に添付しております別紙資料をご参照ください。以上が、日程第19 議案第98号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第20 議案第99号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第20 議案第99号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第20 議案第99号は、訴えの提起であります。

別紙物件目録1から5の町有地につきまして、平成24年2月頃より不法占拠している相手方に対しまして、明け渡すよう求めてきましたが、反対に自分の土地であると主張されており、話し合いも平行線のまま一向に土地の明け渡しに応じられません。

町としましては、当該物件の権利関係を調査するため、法務局に備え付けてあります登記簿謄本、字図、旧字図を確認しましたが、相手方に所有権があることを確認することは出来ませんでした。

このため相手方に対し、土地所有権の確認請求及び明渡請求を求める訴えの提起をするものです。

以上が、日程第20 議案第99号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日4日から7日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日4日から7日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時19分